

## 森林整備一般競争入札実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三重県が発注する森林整備の契約を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札により締結する際の手続きについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）及び三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱（以下「物件関係競争参加資格要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象とする森林整備)

第2条 対象とする森林整備は、治山事業及び災害緩衝林整備事業（以下「治山事業等」という。）において実施する森林施業（地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし）、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施工及び森林調査業務（周囲測量・標準地調査等）の実施とする。

### (入札の公告)

第3条 対象森林整備の入札を実施しようとするときは、規則第62条の規定により、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する森林整備の概要
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 規則第69条に規定する電子入札を行おうとするときはその旨
- (7) 議会の議決を要する場合はその旨
- (8) 入札の無効に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 入札の公告は、別に定める調達説明書の例に準じて作成のうえ、規則第62条に基づき行うものとする。

### (競争入札参加資格及び落札資格)

第4条 次の各号のすべてを満たす者は、対象森林整備の競争入札参加資格を有するものとする。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を

得ない者でないこと

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- 2 次の各号のすべてを満たす者は、参加した競争入札において、落札する資格を有するものとする。
- (1) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止措置を受けている期間中である者でないこと
  - (2) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
  - (3) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと
  - (4) 三重県の森林整備入札参加者登録名簿に登載されている者
  - (5) 工事費内訳書を提出している者
  - (6) その他入札の公告において付された条件を満たしている者であること

（資格確認の申請等）

- 第5条 対象森林整備の競争入札に参加しようとする者は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「電子調達システム」という。）により、第3条に基づく入札の公告において指定された日時までに競争入札参加資格確認申請を行わなければならない。ただし、書面により入札に参加する者にあつては、物件関係競争参加資格要綱に規定する競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）を、入札公告等において指定された日時、場所に提出しなければならない。
- 2 落札候補者となった者は、入札公告等において指定された書類を、指定された日時、場所に提出しなければならない。

（資格の確認）

- 第6条 発注機関の長は、第5条の規定により申請書が提出されたときは、第4条第1項の競争入札参加資格又は同条第2項の落札資格の有無の確認を行うものとする。
- 2 前項の資格の確認の時期及び方法については、次のとおりとする。
- (1) 第4条第1項の競争入札参加資格にかかるもの  
入札の実施までに、競争入札参加資格確認申請書提出締切日を基準日として申請者全員の資格の有無を確認する。
  - (2) 第4条第2項の落札資格にかかるもの  
開札後、落札決定時までに、原則として入札書提出締切日を基準日として落札候補者の資格の有無を確認する。

なお、第4条第2項第3号の確認においては、落札候補者から提出された確認書類の発行日付が基準日の翌日以降であっても有効として取り扱う。

- (3) 落札資格の確認の基準日から落札決定時まで第4条第2項第1号、第2号及び第4号のいずれかを満たさなくなった場合は、落札資格が無いものとする。

(資格確認結果の通知等)

第7条 発注機関の長は、第6条第2項第1号の規定により競争入札参加資格の有無の確認を行ったときは、入札の実施までに当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に対して電子調達システムにより資格確認結果を通知するものとする。ただし、書面による申請者に対しては、物件関係競争参加資格要綱第2号様式により通知するものとする。

- 2 第6条第2項第2号の規定による落札資格の有無の確認については、落札者の決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
- 3 発注機関の長は、第6条第2項第1号の規定により資格を確認した結果、競争入札参加資格がないとした者に対しては、その理由を付記するものとする。

(競争入札参加資格がないとした者に対する理由の説明)

第8条 第6条第2項第1号の規定により資格を確認した結果、競争入札参加資格がないとした者は、その理由について、発注機関の長に対し、第7条第1項に規定する競争入札参加資格確認通知日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に書面を持参することにより説明を求めることができる。

- 2 発注機関の長は、前項に規定する理由を求められたときは、物件関係競争入札審査会に諮ったうえ、競争入札参加資格がないとした理由について、前項の規定により説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

なお、当該手続きは入札執行事務を妨げないものとする。

(競争入札参加資格確認結果の取消し等)

第9条 発注機関の長は、競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格確認結果を取消すものとする。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 提出した申請書等に虚偽の記載等、不正な手段により競争入札参加資格者の通知を受けたとき。

- 2 発注機関の長は、前項の規定により資格確認結果を取消すときは、当該資格

確認結果を取消す者に物件関係競争参加資格要綱第3号様式により通知するとともに、前項第2号に該当する場合には、三重県物件関係落札資格停止要綱第8条の規定に基づき、出納局長に報告するものとする。

なお、この通知に対する理由の説明を求める者がある場合には、第8条の規定を適用するものとする。

#### (質疑等及び回答)

第10条 入札説明書等に関する質問があるときは、入札公告を開始した日の翌日から競争入札参加資格確認申請書の締切日まで、電子調達システムにより、発注機関の長に対し質疑等を行うことができるものとする。ただし、書面により入札に参加する者にあつては、三重県電子調達システム(物件等)運用基準に規定する質疑申請書(様式3)を入札公告等に定めるところにより提出し、質疑等を行うことができるものとする。

2 前項の規定により質疑等があつたときは、発注機関の長は、質疑等の提出締切日の遅くとも2日後(休日を除く。)から入札締切日の前日(休日を除く。)まで、質疑等に対する回答を電子調達システムにより閲覧に供するものとする。

#### (入札の執行)

第11条 第7条第1項の通知を受け取り、競争入札参加資格が確認された者は、入札公告等に定めるところにより、入札を行うことができる。

2 入札は、原則として電子入札システムにより行うものとする。

#### (入札保証金及び契約保証金)

第12条 入札保証金及び契約保証金は次に掲げるとおりとする。

##### (1) 入札保証金 納付

ただし、規則第67条第2項1号に該当するときは免除するものとする。

##### (2) 契約保証金 納付

ただし、規則第75条第4項各号のいずれかに該当するときは免除するものとする。

なお、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、会社更生(再生)手続き中の者については免除しないものとする。

#### (入札の無効及び失格)

第13条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽

の申請を行った者のした入札

(2) 規則第 71 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 入札公告等において示した条件等、あらかじめ指示した事項に違反した入札

2 対象森林整備の入札において、適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。

(入札の延期等)

第 14 条 対象森林整備の入札の執行について、天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止する。

2 入札参加者が 1 者だけの場合は、入札を中止することがある。

3 前 2 項の場合における費用は、入札者の負担とする。

(入札の辞退等)

第 15 条 第 7 条第 1 項の通知を受け取り、競争入札参加資格が確認された者は、入札書を提出するまで又は入札書提出締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができるものとする。

2 前項の規定により入札を辞退した者に対し、この辞退を理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わないものとする。

(競争入札審査会)

第 16 条 森林整備一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、対象森林整備を所管する発注機関に物件関係競争入札審査会を置く。

(1) 競争入札参加資格要件の設定及び確認に関する事項

(2) 落札資格要件の設定に関する事項

(3) 落札候補者の落札資格確認に関する事項

(4) 競争入札参加資格がないとした者に対する理由説明に関する事項

(5) その他発注機関の長が森林整備一般競争入札の実施に必要と認めた事項

(虚偽記載に関する取扱い)

第 17 条 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合には、虚偽記載をした者に対し、三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を行う場合がある。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、森林整備一般競争入札の執行に関し必要な事項は、発注機関の長が物件関係競争入札審査会に諮って定める。

2 入札・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を入札公告等において明らかにする。

附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。